

保 護 者 様

五泉市立五泉小学校長

感染症による出席停止について

お子さんは、他の児童・生徒に感染するおそれのある病気にかかりましたので、学校保健安全法第 19 条の規定により出席を停止します。医師の登校許可があるまでは学校を休ませてください。
なお、登校する際には、下記の証明書を学校へ提出してください。

◆ 学校で出席を停止する主な病気は、次のとおりです。

	学校感染症	出 席 停 止 の め や す
第一種	感染症名	治癒するまで
第二種	1 インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	2 百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	3 麻疹	熱が下がって 3 日を経過するまで
	4 流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
	5 風疹	発疹が消えるまで
	6 水痘	すべての発疹がかさぶたになるまで
	7 咽頭結膜熱	主な症状がなくなって 2 日を経過するまで
	8 結核	症状に応じて医師が感染するおそれがないと判断するまで
	9 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	10 流行性角結膜炎	症状に応じて医師が感染するおそれがないと判断するまで
	11 その他の感染症 ・ 感染性胃腸炎 ・ 溶連菌感染症 ・	

主 治 医 様

ご多用中恐縮ですが、下記の証明書にご記入の上、保護者にお渡しくださるようお願いいたします。

登 校 許 可 証 明 書

年 組 氏名 さん

診 断 名 []	
◎ 上記の疾病について感染症予防上支障がないので、登校しても差し支えありません。	
初 診 日	令和 年 月 日
登校しても良いと認められる日	令和 年 月 日
令和 年 月 日 医 療 機 関 名	

＜参考＞ 学校において予防すべき感染症の分類

	出席停止の期間の基準	感 染 症 名
第 1 種	治癒するまで	○ エボラ出血熱 ○ クリミア・コンゴ出血熱 ○ 痘そう ○ 南米出血熱 ○ ペスト ○ マールブルグ病 ○ ラッサ熱 ○ 急性灰白髄炎(ポリオ) ○ ジフテリア ○ 重症急性呼吸器症候群（SARS） ○ 新型インフルエンザ ○ 中東呼吸器症候群 ○ 鳥インフルエンザ（H5N1）
第 2 種	表面参照	○ インフルエンザ（H5N1を除く） ○ 百日咳 ○ 麻疹（はしか） ○ 流行性耳下腺炎（おたふく風邪） ○ 風疹（三日ばしか） ○ 水痘（水ぼうそう） ○ 咽頭結膜熱（プール熱） ○ 結核
第 3 種	症状に応じて医師が感染のおそれがないと判断するまで	○ コレラ ○ 細菌性赤痢 ○ 腸管出血性大腸菌感染症（O157） ○ 腸チフス ○ パラチフス ○ 流行性角結膜炎（はやり目） ○ 急性出血性結膜炎（アポロ病） ○ その他の感染症 ・溶連菌感染症 ・手足口病 ・ウイルス性肝炎 ・ヘルパンギーナ ・マイコプラズマ肺炎 ・流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎） 等

※ 学校保健安全法施行規則第18条、第19条より